

○農林省令第四十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

昭和四十三年六月二十六日

農林大臣 西村 直己

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表の二の項の地域の欄中「福留岩の南の南方
諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。
以下同じ。）」を削り、同表の五の項の地域の欄中
「福留岩の南の南方諸島」を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。